

昌は石川主殿頭義孝に召預らる。

〔公裁秘錄三〕亂心ニ而永牢之事

五月三日
一揚屋入永牢

亂心。

酒井隱岐守組蜂屋庄五郎
小普請蜂屋庄五郎

右庄五郎義、預ヶ押込可置親類無之由ニ候間、揚リ屋江差置可被申候、

享保十三申七月

右御書付、申七月廿二日、左近將監殿も諫訪美濃守江御渡候、

〔平日閑話十五〕一同月〇文化十四年七月十三日、松平甲斐守家來亂心致し、麻布長谷寺へ參り、庭内を荒せし故、門番を出し尋し所、惡口申、拔身にて追かけしゆへ、其儘右の次第を院主へ咄せしゆへ、門前の町家へ通じければ、町家も大屋を初め十五六人、階子、鳶口等を持参り、押へんと致けれ共、先に拔身持居候故、進み兼しが、大や階子を持候て庭に押ふせし處、階子の子も亂心者體出、刀にて大屋を突、即座に大屋死失せ、大屋の跡に居る者江も、拔身の先當り、是は少々手負けれ共、其内に漸々に取押へ奉行所へ訴へせしと也、然るに翌日彼亂心者、生氣に相成、大きに悔みし由也、其咄を承るに、一體益前金子にても詰りしや、十三日の晝、麻布の質屋江參り、金子調へしが、思ふ程出來不申、夫もの發りにて、長谷寺の住持に而も頼み、申譯にても致さんとおもひ參りし所、住持逢不申ゆへ、猶更狂亂と相成し由也、懷中の金子三兩有之、翌日右之金子を出し、妻子方へ届吳可申段頼みしよし也、寺之あつかひとなりし也、

〔續日本紀十二〕天平九年十二月丙寅、是日、皇太夫人藤原氏〇宮子娘、就皇后宮〇宮子娘、安宿娘、見僧正玄
防法師、天皇亦幸皇后宮、皇太夫人爲沈幽憂久廢人事〇下

〔莊子六〕荅王堯以天下讓許由、許由不受、又讓於子州支父、子州支父曰、以我爲天子、猶之可也、雖然我適有幽憂之病、方且治之、未暇治天下也、